

# 2025年度 水戸市人権施策年間実施計画



水 戸 市

# 目 次

## 第1章 計画策定に当たって

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 1 | 計画策定の背景 ..... | 1 |
| 2 | 計画策定の趣旨 ..... | 2 |
| 3 | 計画の位置付け ..... | 3 |

## 第2章 様々な場を通じた人権施策の推進

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| 1 | 学校 .....     | 4 |
| 2 | 地域社会 .....   | 4 |
| 3 | 家庭 .....     | 4 |
| 4 | 企業・団体等 ..... | 5 |
| 5 | 行政 .....     | 5 |

## 第3章 分野別施策の推進

|    |                      |    |
|----|----------------------|----|
| 1  | 女性の人権 .....          | 6  |
| 2  | こどもの人権 .....         | 7  |
| 3  | 高齢者の人権 .....         | 8  |
| 4  | 障害者の人権 .....         | 9  |
| 5  | 部落差別（同和問題） .....     | 10 |
| 6  | 外国人の人権 .....         | 11 |
| 7  | 感染症に関連する人権 .....     | 12 |
| 8  | 犯罪被害者等の人権 .....      | 13 |
| 9  | 罪や非行を犯した人の人権 .....   | 13 |
| 10 | インターネットによる人権侵害 ..... | 14 |
| 11 | 性的マイノリティの人権 .....    | 14 |
| 12 | その他の人権問題 .....       | 15 |

## 第4章 具体的な人権関連事業

|   |              |    |
|---|--------------|----|
| 1 | 女性の人権 .....  | 16 |
| 2 | こどもの人権 ..... | 21 |
| 3 | 高齢者の人権 ..... | 24 |
| 4 | 障害者の人権 ..... | 26 |

|    |                |    |
|----|----------------|----|
| 5  | 部落差別（同和問題）     | 31 |
| 6  | 外国人の人権         | 33 |
| 7  | 感染症に関連する人権     | 34 |
| 8  | 犯罪被害者等の人権      | 35 |
| 9  | 罪や非行を犯した人の人権   | 37 |
| 10 | インターネットによる人権侵害 | 38 |
| 11 | 性的マイノリティの人権    | 39 |
| 12 | その他の人権問題       | 41 |

## 第5章 推進体制

|             |    |
|-------------|----|
| 水戸市人権施策推進会議 | 43 |
|-------------|----|

### 【付属資料】

|                      |    |
|----------------------|----|
| ・世界人権宣言              | 44 |
| ・日本国憲法（抜粋）           | 49 |
| ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 51 |
| ・水戸市人権施策推進会議要項       | 53 |
| ・用語解説                | 56 |

## 第1章 計画策定に当たって

人権とは、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利をいい、誰にとっても身近で大切なものであり、守られるべきものです。現在、人権の尊重が平和の基盤であるということが世界の共通認識となっており、人権問題への積極的な取組が求められています。

### 1 計画策定の背景

#### (1) 人権を取り巻く国内外の取組状況

##### ア 国際的な取組

1945年10月に発足した国際連合(国連)では、平和を実現するためには世界的な人権保障が必要であるという第二次世界大戦の反省から、1948年12月10日、第3回総会で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定した「世界人権宣言」を採択し、人権の国際的基準を示しました。

その後、国連は、人権に関する様々な条約を採択し、世界人権宣言の精神を具現化し、発展させる取組を行うとともに、人権という普遍的権利の確立を目指し、各国に国内行動計画の策定などによる積極的な取組の推進を求めています。

##### イ 国及び県の取組

人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として、1997年3月に「人権擁護施策推進法」が施行され、同年7月には『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が公表されました。この行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び国連行動計画の趣旨に基づき、人権という普遍的権利を築き上げることを目的に、あらゆる場を通じて訓練、研修、広報、情報提供を積極的に行うことを目標としています。また、同和問題及び女性・こども等に対する人権課題を設定し、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意するとしています。

2000年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体は、人権教育・啓発に関する施策の策定、実施が責務とされました。

この法律に基づき、国においては、2002年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、また、茨城県においては、2004年2月に「茨城県人権施

## 第1章 計画策定に当たって

策推進基本計画」を策定するなど、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、総合的かつ計画的な人権教育・啓発を推進しています。さらに、県においては、性別や国籍、年齢等に関わりなく、一人一人が尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容される社会の実現に取り組むため、2021年7月に県内の経済団体、業界団体等とともに「いばらきダイバーシティ宣言」をしました。

### (2) 本市の取組

水戸市においては、2024年度から2033年度までの10年間のまちづくりの基本方針となる、「水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－」を策定しました。

その中で、誰もが個々の能力を発揮し、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現に向けて対応するとともに、「支えあい、助けあう社会の実現－地域の支えあい、助けあいの推進」を施策の大綱に位置付けるなど、人権教育・啓発に関する各種の施策を進めています。また、個別分野における人権課題に対しては、同和問題の早期解決に向けた取組をはじめとして、男女平等参画社会の実現に向けた取組や保健福祉サービスの充実に向けた取組など、人権尊重の理念に基づいた施策を実施しています。

しかし、私たちの身のまわりには、様々な人権問題が依然として存在しており、高齢化の進行や外国人市民の増加、インターネットの普及等に伴い、人権問題も複雑・多様化してきています。全ての市民が互いの人権を尊重しながら、安心して快適に暮らすことができるよう、地域住民をはじめ、事業者、行政など、地域に関わる全ての人が協働し、連携強化を図りながら、あらゆる分野において総合的かつ計画的に人権施策の更なる充実に取り組み、心のバリアフリーを深めていくとともに、日常生活圏等におけるバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備を推進しています。

## 2 計画策定の趣旨

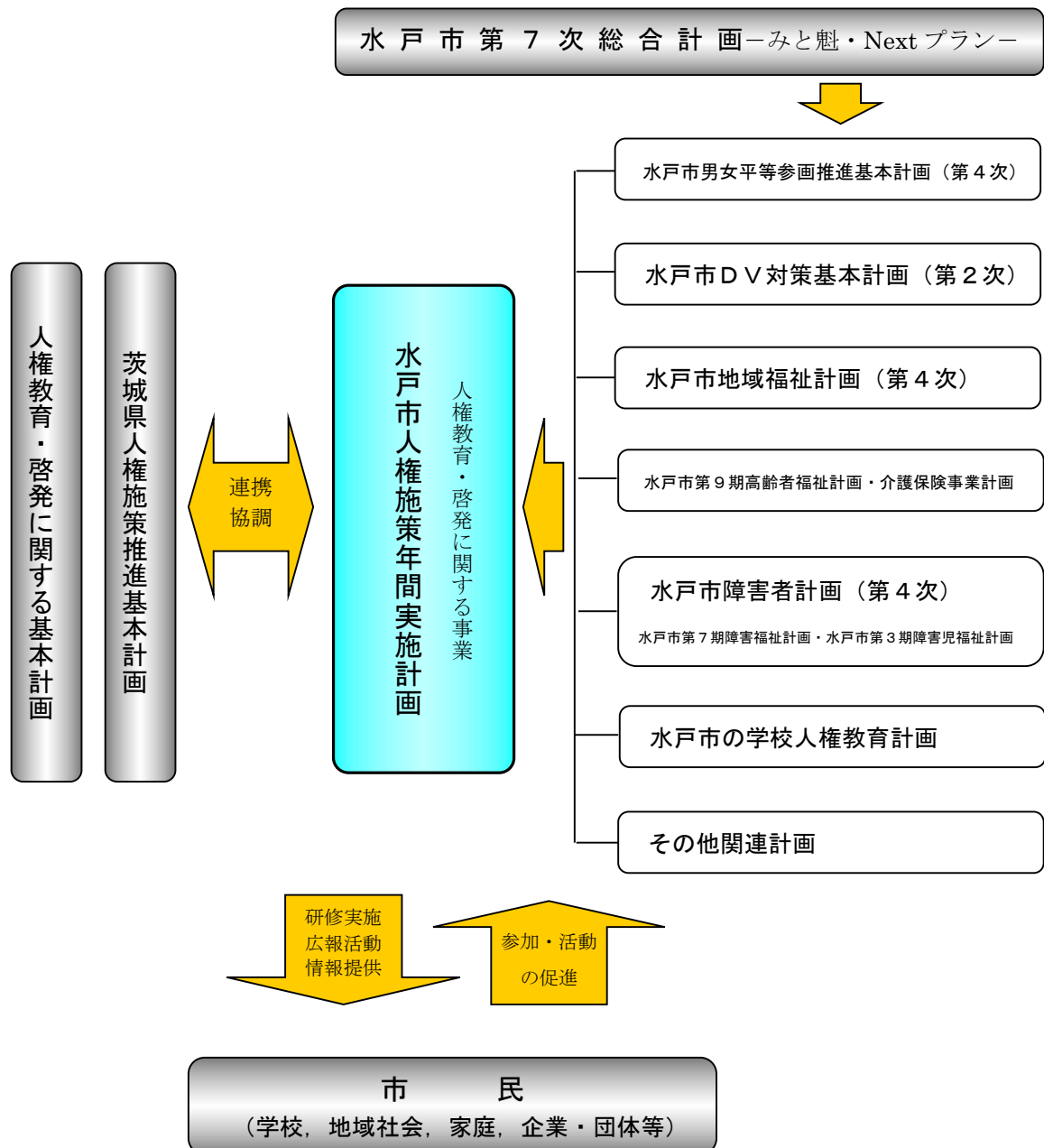
人権とは、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、誰もが生まれながらにしてもっている、誰からも侵されることのない基本的権利であります。

一人一人の個性や生き方はみな違い、それぞれに多様性をもっています。それぞれが人間としての尊厳をもったかけがえのない存在であることを認識し、自分の人権のみならず他人の人権についても十分配慮する必要があります。権利の行使に伴う責任を自覚するとともに共生することができるよう、発達段階に応じて家庭や地域、その他様々な場を通じ、人権意識が醸成されることが不可欠であり、本計画に基づき人権施策を総合的に推進します。

### 3 計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定するものであり、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－のもと、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、各分野別の個別計画から人権教育・啓発に関する事業を抽出し、2025年度の事業を取りまとめたものです。

本計画の推進に当たっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や茨城県の「茨城県人権施策推進基本計画」との連携を図るとともに、地域において各施策が効果的に展開されるよう、市民や関係団体等の積極的な参加や活動の促進に努めます。



## 第2章 様々な場を通じた人権施策の推進

市民一人一人の人権意識が醸成され、日常生活において人権への理解を深めてもらうための事業を様々な場を通じて推進します。

### 1 学 校

学校教育においては、基本的人権の尊重の精神が身に付くように、児童生徒等の発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて人権教育を推進するため、次の施策を推進します。

- こどもの発達段階に応じた人権教育の推進
- 豊かな人間性を育成する教育の推進
- 指導内容、方法等の充実
- 地域社会や家庭との連携の強化

### 2 地域社会

地域社会においては、生涯学習の振興に向けた各種施策を通じて、各世代が人権について正しく理解・認識できる学習機会の充実を図るため、次の施策を推進します。

- 幼児から高齢者まで各世代を対象にした人権問題に関する学習機会の充実
- 講演会や啓発品配布による人権意識高揚の推進
- 人権週間における啓発事業の推進

### 3 家 庭

家庭教育においては、生涯学習の原点であると同時にあらゆる教育の出発点であり、基本的倫理観等を育む上で重要な役割を担っているとの認識から、次の施策を推進します。

- 家庭教育及び子育て支援事業の推進
- 相談員等の養成及び相談体制の充実
- P T A及び地域の各種育成会等との連携の推進

- 学習機会の充実及び情報提供
- 人権意識の啓発

#### 4 企業・団体等

企業・団体等においては、それぞれの活動を通じて地域や市民と深く関係し、社会的責任を果たすだけでなく、積極的な社会的貢献も求められていることから、次の施策を推進します。

- 企業・団体等における計画的、継続的な人権意識の啓発に向けた各種情報の提供

#### 5 行 政

行政職員においては、市民の日常生活のあらゆる場に密接に関与しており、市民の人権を守る責任と義務を有する立場にあり、また、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが求められていることから、次の施策を推進します。

- 様々な人権課題に即した研修の実施及び充実
- 組織的、計画的な研修・研究体制の整備

## 第3章 分野別施策の推進

人権教育及び人権啓発の推進に当たっては、個人の尊重と法の下での平等といった普遍的な視点からの取組のほか、女性をはじめ、こどもや高齢者、障害者の人権や部落差別等の各人権課題に対する取組を推進し、偏見や差別が解消され、人権が尊重される社会の実現に努めます。

### 1 女性の人権

#### (1) 現状と課題

1975年の国際婦人年を契機として、以後40年以上にわたり世界規模で女性の地位向上を図るための取組が進められてきました。この間、国においても「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の改正、さらには「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018年5月に施行されるなど、女性に関わる制度の整備が進められました。

また、1999年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、法律の前文に「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記しています。

男性も女性も一人の人間として尊重され、それぞれが対等なパートナーとして、個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会の実現が望まれています。

しかし、現実には「女性是这样あるべき、男性是这样あるべき」など、ジェンダーバイアス(性別による固定的役割分担意識)や、社会的につくられた差別にとらわれた考え方など、真の男女平等意識がまだ十分に浸透していないため、多くの課題が残されています。誰もが性別にとらわれず、個性と能力を生かして「自分らしく」生きるためには、一人一人の意識改革が必要です。

また、配偶者や交際相手等からの暴力(DV)が社会問題となっています。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難となりやすい女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような背景の中、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が2001年4月に制定されるとともに、2013年6月の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象とされたところです。

本市では、男女平等参画社会の実現に向けて、2001年3月に議員提案による「水戸市男女平等参画基本条例」を制定しました。その後、水戸市男女平等参画推進基本計画、水戸市女性活躍推進計画を策定し、2024年度からは、水戸市女性活躍推進計画（第3次）を包含した水戸市男女平等参画推進基本計画（第4次）により、男女平等参画による豊かで活力ある地域社会に向けた積極的な情報発信や環境整備を進めています。

また、2021年3月には「水戸市DV対策基本計画（第2次）」を策定しました。「配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち・水戸」を本計画の目指す姿としており、市民が安全に安心して暮らすためには、重大な人権侵害であるDVの根絶が求められます。

#### （2）基本的な考え方

憲法では、全ての人は法の下に平等であり、性別により差別をしてはならないことをうたっており、法制上も男女雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。女性というだけで社会参加や就職の機会が奪われることはあってはなりません。さらに、働く場においては、管理職への登用の機会が不平等であったり、賃金格差があってはなりません。そのために、女性が活躍できる職場環境実現に向けた各種取組を進めます。

また、配偶者や交際相手等からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの女性の人権に関する取組について、幅広い年代の市民や企業・団体等と連携して、啓発活動や相談事業を推進します。

## 2 こどもの人権

#### （1）現状と課題

1994年に「児童の権利に関する条約」が批准され、こどもを権利の主体として位置付け、こどもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。また、2000年11月には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、虐待の早期発見・早期対応により早期救済を図ることとされました。

しかし、近年の核家族化の進行、地域の相互扶助の希薄化に伴う家庭や地域における子育て機能の低下など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、こどもをめぐる問題も複雑・多様化しており、いじめ、体罰、児童虐待、その他多くの問題が生じています。このため、未来をリードするこどもが健やかに育つような環境づくりや心の教育の推進が必要となっています。

学校教育においては、こどもの発達段階に即しながら、学校教育活動全体を通

### 第3章 分野別施策の推進

じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を目指しています。

また、学校教育は人間形成のための大切な場であり、その教育が人権尊重の考え方を基本において推進されることによって、人権尊重の理念についての正しい理解と実践力が身に付くことになります。この面からも、学校教育の充実が大切になっています。

#### (2) 基本的な考え方

こどもの健全な成長を保障するためには、こどもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、市民意識の高揚を図るとともに、いじめ、体罰、児童虐待等の問題に対する相談、救済、支援体制の整備に努めます。そして、家庭、地域、学校、関係機関が連携を図りながら、こどもの人権の尊重及び保護に向けた取組を推進します。また、未来をリードするこどもが自主・自立などの社会性を養い、豊かな心が育つよう努めます。

学校においては、豊かな心情や思いやりの心を育み、差別意識や偏見を持たない児童生徒の育成を図るなど、人権感覚、人権意識の醸成に努めます。また、相談・指導体制の一層の推進を図るとともに、家庭、地域、学校、関係機関と密接に連携しながら、いじめや体罰などの未然防止と解決に努めます。

## 3 高齢者の人権

#### (1) 現状と課題

我が国の高齢化は、世界に類を見ない速さで進み、総人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。この超高齢社会を明るく活力に満ちたものとしていくためには、高齢者自身が社会の中で積極的な役割を果たし、生きがいを持って生活できるような環境を整備することが重要です。

高齢化の進行に伴い、介護が必要となる高齢者も必然的に増加が見込まれます。また、核家族化の進行などにより、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にある中で、家庭内における介護力の著しい低下が見込まれます。

このような状況の中、認知症や寝たきりなどの介護を必要とする高齢者を社会全体で支える介護保険制度が2000年4月から導入されました。

また、介護が必要な状態になることをできる限り予防して、健康寿命の延伸を図っていくためには、元気な高齢者を対象とした施策のより一層の充実が求められています。また、高齢者が安心・安全に生活できるよう生活環境の整備を図る必要があります。

本市においては、2024年に「水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。この計画に基づき、介護保険サービスをはじめ、介護予防や生活支援、生きがい・健康づくり事業等を実施しています。

今後、多様化している市民ニーズを的確に把握しながら、人権の視点に立った高齢者の施策を展開することが必要です。

## (2) 基本的な考え方

全ての高齢者が一人の人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で生きがいを持ちながら、安心安全に暮らしていける社会の実現に向け、介護予防に力を入れるとともに、高齢者が介護の必要な状態になっても、できる限り自立した生活ができるよう、高齢者の人権に配慮した支援を行います。また、高齢者が社会の一員として積極的に地域の社会活動に参加できる組織づくりや、全ての世代が理解し合い、助け合う世代間交流を進めるとともに、高齢者が誇りを持ち、長生きして良かったと実感できる、豊かで活力のある社会を目指します。そして、高齢者に対する虐待の未然防止や早期発見・早期支援をはじめ、認知症等により判断能力が十分でない高齢者が安心して地域で生活していけるよう、成年後見制度の普及・利用支援に努めるなど、高齢者の権利擁護に関する相談支援体制の充実を図ります。

## 4 障害者の人権

### (1) 現状と課題

国においては、2023年に障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しています。

近年、障害者やその家族の間に、住み慣れた地域社会の中で生活したいという意識が高まっており、その実現のためにはきめ細かな福祉サービスが求められています。障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止と、社会的障壁を取り除くため、障害者の状態に応じた合理的な配慮の提供を行うとともに、公共施設はもちろんのこと、民間施設においてもバリアフリー化を一層進めていく必要があります。

精神障害者については、人権に配慮した精神医療の確保及び在宅の障害者に対する福祉施策の体制整備等に課題があるため、1999年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

本市の学校教育などでは、個々の可能性を最大限に伸ばし、障害のある幼児、児童、生徒が将来にわたって、積極的に社会に参加していくことができるよう、療育指導教室（幼児のこたば・こころの教室）、小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室、特別支援学校において、障害等の状況に応じた手厚く、きめ細かな支援を行っています。また、特別支援学校では、障害者に対する正しい理解を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に活動する交流教室などの実践的な取組を行っています。今後も各種研修会の充実などにより特別支

### 第3章 分野別施策の推進

援教育を一層推進していく必要があります。

障害者差別の解消に向けては、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の趣旨に基づき、「心のバリアフリー啓発講座」を地域住民等向けの講演会や市職員対象の研修として実施するとともに、行政サービスの提供に当たり、障害者差別解消法の規定に基づく市職員の対応要領を定めました。

また、2019年4月に「水戸市手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。障害を理由とする差別の解消を図りながら、障害の有無にかかわらず、円滑なコミュニケーションを促進する必要があります。

#### （２） 基本的な考え方

障害は誰にでも生じる可能性があるものです。障害を一つの個性として捉え、障害のある人もない人も等しく尊重されなければなりません。そのために、障害のある人の社会参加や地域での生活を支援するとともに、心のバリアフリーを目指して各種広報媒体を活用して啓発・広報活動の充実を図ることにより、ノーマライゼーションの理念のもと、地域で生き生きと生活できるまちの実現を目指します。

また、障害者の自立と社会参加を目指し、障害のある幼児、児童、生徒に対する理解を深めるため、教職員への啓発や交流教育等を推進します。

## 5 部落差別（同和問題）

#### （１） 現状と課題

日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分制度に基づく部落差別（同和問題）は、未だに解消されずに社会問題として存在しています。言うまでもなく、部落差別（同和問題）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。

1965年の同和对策審議会答申は、「同和問題の早期解決は国の責務であると同時に国民的課題である」と指摘しています。本市でも、その趣旨を踏まえ、同和对策を市政の重要施策に位置付け、1969年の「同和对策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）施行を踏まえ、諸施策を積極的に推進してきました。その結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備はおおむね完了するなど、着実に成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されました。

しかし、結婚問題をはじめ、依然として根深く社会の中に存在している差別意識や教育、就労、産業、福祉等の分野では解決すべき課題もあります。また、部落差別（同和問題）解決の大きな阻害要因である「えせ同和行為」の被害も依然として発生しているほか、情報化の進展に伴って、インターネット上への差別的

情報の流布など、新たな差別意識を生む深刻な事象も発生しています。このため、市では、不当な差別的取り扱いをすることを助長し、または誘発する目的がある場合には、その情報の削除を法務局に要請するなど、適切な対応に努めています。

#### (2) 基本的な考え方

1996年7月、国は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」を閣議決定し、部落差別（同和問題）に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の充実強化に取り組んできました。

2002年3月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことにより、1969年の「同対法」施行以来続いた特別対策は終了しました。しかし、部落差別（同和問題）にはなお解決すべき課題が存在しており、2016年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、改めて部落差別（同和問題）の解消のための国及び地方自治体の責務等が明記されました。

本市では、引き続き、部落差別（同和問題）を人権問題の重要な柱として捉え、これらの課題解決に向けた諸施策を一般施策の中で積極的に推進していきます。

また、このような取組は、あらゆる人権問題の解決への広がりをもったものにするのが大切であり、誰もが心豊かな生活を送ることができる人権を尊重する社会の実現を目指す必要があります。特に、部落差別（同和問題）の解決に向けては、これまでの啓発・教育の中で積み上げられた成果や部落差別（同和問題）固有の経緯等を十分認識しつつ、学校、地域社会、家庭、職域等のあらゆる場を通じて啓発・教育を推進します。

教育・啓発を効果的に推進するためには、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点からのアプローチと、基本的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチの両面から捉えていく必要があります。特に、部落差別（同和問題）については、現実の人権問題解決の取組の中で市民の理解と共感が得られるよう、広く人権問題全体の中で取り上げながら、差別意識の解消を図ります。

なお、課題解決に向けた諸施策については、地域の状況や事業の必要性に応じ、一般施策の中で適正に推進します。

## 6 外国人の人権

#### (1) 現状と課題

経済をはじめとする様々な分野でボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。

市内の外国人住民の数は、2025年2月28日現在4,396人であり、第二次世界大戦以前から引き続き日本に在留している在日韓国・朝鮮人及びその子孫が最も多く、また近年では、アジア近隣諸国からの留学生や、就労を目的に来日する中

### 第3章 分野別施策の推進

国人やフィリピン人、ベトナム人、ネパール人などが多くなっています。

このような中、地域社会や雇用場などにおいて、日本人と外国人の間で言語、文化、生活習慣、価値観等の相違に起因した日常生活に関わる問題が生じています。

今後、市内の外国人住民の数は増加していくことが予想され、国籍、言語、文化、宗教、生活習慣等が異なる人々と多様性を認め合いながら、互いに尊重し、安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

#### (2) 基本的な考え方

市内の外国人住民が日常生活をする上で、地域の一員として暮らしやすさを実感しながら生活し、そして地域の人々との共生社会を築いていけるようにするには、市民一人一人が多様な国籍、言語、文化、宗教、生活習慣等に対する理解を深め、尊重していくことが重要です。

このため、市民に外国の言語、文化、生活習慣等を紹介したり、外国人住民と市民が直接触れ合える機会を提供することで、外国やそこに住む人々に対する理解を深めるとともに、外国人の人権に対する意識の醸成に努めます。また、外国人住民が安心して快適に暮らせるよう、市内の国際交流団体や外国人支援団体などの民間団体との連携を図るとともに、外国人住民から日常生活等についての意見を聴いたり、相談を受ける機会を設けます。

さらに、近隣自治体や外国人住民の日常生活に関する行政機関・団体等と連携を取り、情報交換を行うとともに、各施策を協調して実行するよう努めます。

## 7 感染症に関連する人権

#### (1) 現状と課題

新たな感染症の出現など、感染症をめぐる状況の変化や、感染症患者に対する偏見や差別が存在することを重く受け止め、「伝染病予防法」、「性病予防法」及び「エイズ予防法」を廃止し、1999年に、患者の人権に配慮した受診推奨・入院勧告等の措置が盛り込まれた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）が施行されました。

HIV、新型コロナウイルス感染症やハンセン病をはじめとする感染者等については、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発が重要です。

#### (2) 基本的な考え方

「感染症法」に基づいて患者の人権に配慮した対応に努めるとともに、感染症及び感染者等への理解を深めるため、情報提供や広報活動を充実するなど正しい

知識の普及・啓発に努めます。

## 8 犯罪被害者等の人権

### (1) 現状と課題

犯罪被害者等は、犯罪そのものや後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、興味本位のうわさや中傷などにより、私生活の平穏を脅かされるなどの問題が指摘されています。その対策として、国においては、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」を制定しています。本市においては、同法の趣旨に基づき、2025年4月に「水戸市犯罪被害者等支援条例」及び「水戸市犯罪被害者等見舞金支給規則」を制定し、被害の早期の回復及び軽減に向けた取組を推進しています。今後、相談窓口など、各種支援情報の周知を図るとともに、市民の理解を深めるため、更なる啓発活動に取り組む必要があります。

### (2) 基本的な考え方

犯罪被害者等が受ける直接的な被害（一次的被害）のほか、被害後新たに生じる問題（二次的被害）にも留意し、相談に応じるとともに、国や県等の関係機関と連携しながら、被害者等のニーズに応じ、必要な情報の提供や助言、給付金の支給などの日常生活への支援等を実施します。

## 9 罪や非行を犯した人の人権

### (1) 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別があり、就職差別や住居等の確保が困難となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況にあります。社会の一員として社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と地域社会等の理解、協力が必要であり、偏見や差別意識の解消を図るための啓発活動が推進されています。

### (2) 基本的な考え方

社会復帰に対する強い意欲をもつ方のためにも、周りの人々の理解と協力が必要であることから、国等が中心となり実施している「社会を明るくする運動」等の啓発活動の取組に対し、連携・協力を図ります。

## 10 インターネットによる人権侵害

### (1) 現状と課題

あらゆる分野で急激に情報化が進展している現代においては、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など通信機器が急速に普及したことにより、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。

しかし、このような機器の利便性や、情報が瞬時かつ広範に伝わるといった特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉棄損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

### (2) 基本的な考え方

パソコンやスマートフォンなどの普及に伴うインターネット社会の健全な育成を図るためには、提供する側と利用する側の人権の視点に立ったモラルの向上が求められています。

このことから、インターネット社会に対応した人権啓発・教育活動を展開するためデジタル技術の有効な活用が重要であり、インターネット利用者やプロバイダ等に対して国及び県等が実施する、プライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動等の取組に対し、連携・協力を図ります。

## 11 性的マイノリティの人権

### (1) 現状と課題

近年、性的指向（好きになる性）や性自認（自分の性別に対する認識）などが一般的に典型的といわれている態様でない、いわゆる性的マイノリティに対する社会的な認知度が高まり、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現が求められるようになりました。しかし、その一方で、誤解や偏見等から社会生活の様々な場面で生きづらさを抱えている方々が存在するといった現状があります。

性的マイノリティを支援する取組としては、国において、2004年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

また、茨城県においては、2019年7月に都道府県として初となる、『いばらきパートナーシップ宣誓制度』が施行されました。

本市においては、性的マイノリティへ配慮した対応の取組として、2004年度に各種申請書等における性別欄の記載について必要性を検討し、187件の申請書等から性別欄の削除を行うとともに、市職員の対応が市民の見本となるよう、2016

### 第3章 分野別施策の推進

年度から職員向けに性的マイノリティへの適切な対応を学ぶ研修会を実施しています。また、2024年度策定の「水戸市男女平等参画推進基本計画（第4次）」において性的マイノリティの人権が尊重される環境づくりを位置付け、差別や偏見をなくす取組を進めているところです。

性的マイノリティの方が自分らしく生きていくためには、多様な性的指向や性自認を理由とする差別や偏見を解消しなくてはなりません。そのためには、市民一人一人の理解を深め、多様性や人権を尊重する意識の醸成を図ることが重要です。

#### （2） 基本的な考え方

多様な性的指向や性自認を理由とする差別や偏見は人権問題であり、その解消を図るためにも市民意識の醸成に努め、誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現を目指します。

## 12 その他の人権問題

#### （1） 現状と課題

これまでに掲げてきた問題の他にも、ホームレスに対して嫌がらせや暴行を加える事案の発生のほか、アイヌの人々に対する就職や結婚などにおける偏見や差別の問題、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権侵害問題、性的搾取や強制労働を目的とした人身取引（トラフィッキング）、東日本大震災に起因する避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱い等の人権問題など、様々な問題が生じています。

いずれも、問題解決のために、地域社会の理解と協力が必要であり、啓発活動や相談活動に取り組んでいく必要があります。

#### （2） 基本的な考え方

人権擁護活動は、市民一人一人の人権意識の醸成が大変重要です。人権侵害を未然に防ぐうえで、人権教育及び啓発は必要不可欠なものであることから、人権への理解を深めてもらうために、様々な機会、場所を捉えて講演会や講座、広報活動及び相談活動を計画的に取り組めます。

## 第4章 具体的な人権関連事業

本市では、市民の人権意識高揚のための啓発活動に努めるとともに、個別の人権課題に対して、国、県及びNPO法人等の関係機関と連携を図りながら各種の施策を実施しています。

各人権課題における、具体的な人権関連事業（啓発事業及び相談事業）は次のとおりです（2025年6月20日現在）。

### 1 女性の人権

#### （1）水戸市における女性の人権に関する啓発事業

##### ア 行政職員を対象とした研修

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 基本研修第1部課程（前期）研修<br>（水戸市の男女平等参画行政について） |
| ■ 事業内容  | 新規採用職員に対し、男女平等参画に関する意識の向上を図る。         |
| ■ 実施期日  | 2025年4月                               |
| ■ 実施場所  | 本庁舎                                   |
| ■ 対象者   | 市職員                                   |
| ■ 講師    | 男女平等参画課職員                             |
| ■ 実施担当課 | 人事課（Tel 029-232-9120）                 |

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 基本研修第2部課程研修<br>（DV（ドメスティック・バイオレンス）の実状と本市における対応について） |
| ■ 事業内容  | DVの基礎知識や本市の対応について学び幅広い実務知識を習得する。                    |
| ■ 実施期日  | 2025年5月                                             |
| ■ 実施場所  | 本庁舎                                                 |
| ■ 対象者   | 市職員                                                 |
| ■ 講師    | 子育て支援課職員                                            |
| ■ 実施担当課 | 人事課（Tel 029-232-9120）                               |

イ その他の啓発事業

- ◎ 啓発事業名 **女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボンキャンペーン）**
- 事業内容 国，地方公共団体，女性団体その他の関係団体との連携，協力のもと，社会の意識啓発等，女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とし，パープルリボンキャンペーンとして啓発グッズを配布する。
- 実施期日 2025 年 11 月 12 日（水）～11 月 25 日（火）
- 実施担当課 子育て支援課（Tel 029-232-9111）

- ◎ 啓発事業名 **男女平等参画に関する意識啓発事業**
- 事業内容 男女平等参画推進月間（9 月）に合わせ，懸垂幕を掲示し，広く市民に対し男女平等参画社会の実現に向けた理解と関心を深めるよう，意識啓発を図る。
- 実施期日 2025 年 9 月
- 設置場所 水戸市役所本庁舎駐車場内
- 実施担当課 男女平等参画課（Tel 029-226-3161）

- ◎ 啓発事業名 **性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の理解促進事業**
- 事業内容 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）促進のための講座の開催や、情報発信による意識啓発を図る。
- 実施期日 2026 年 2 月頃
- 実施担当課 男女平等参画課（Tel 029-226-3161）

## 第4章 具体的な人権関連事業

### (2) 水戸市における女性の人権に関する相談事業

#### ア 市民を対象とした相談事業

|         |                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 男女平等参画を阻害する問題に関する相談                                                    |
| ■ 事業内容  | 「男女平等参画の権利、もしくは人権を侵害された」、「社会的な慣行等により差別を受けた」などの男女平等参画を阻害する問題に関する相談に応じる。 |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15                                          |
| ■ 実施場所  | 男女平等参画課                                                                |
| ■ 相談申込  | 直接又は相談専用電話（TEL 029-233-7830）                                           |
| ■ 実施担当課 | 男女平等参画課（TEL 029-226-3161）                                              |

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 女性相談                                          |
| ■ 事業内容  | 夫婦や親族間の問題、結婚、離婚、人間関係のトラブル等様々な悩みを抱える女性の相談に応じる。 |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15                 |
| ■ 実施場所  | 子育て支援課                                        |
| ■ 相談機関  | 女性相談支援員                                       |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で子育て支援課へ                                |
| ■ 実施担当課 | 子育て支援課（TEL 029-232-9111）                      |

|         |                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | DV相談                                                               |
| ■ 事業内容  | 配偶者やパートナーから暴力を受けたとき、女性相談支援員等が相談に応じるほか、問題解決のための情報提供や自立のために必要な支援を行う。 |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15                                      |
| ■ 実施場所  | 子育て支援課                                                             |
| ■ 相談機関  | 水戸市配偶者暴力相談支援センター                                                   |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で子育て支援課へ                                                     |
| ■ 実施担当課 | 子育て支援課（TEL 029-232-9111）                                           |

|         |                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 女性のための労働相談                                                                    |
| ■ 事業内容  | 労働に関して女性が抱えている悩みや問題（労働条件、労働契約、解雇、パワハラ、セクハラ、マタハラなど）の相談に応じ、同性の目線で寄り添ったアドバイスを行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談（専用電話 029-233-7830）                                                       |
| ■ 実施期日  | 毎月第3土曜日 12:00～14:00                                                           |
| ■ 相談機関  | 女性の社会保険労務士（茨城県社会保険労務士会と連携）                                                    |
| ■ 実施担当課 | 男女平等参画課（TEL 029-226-3161）                                                     |

イ 行政職員を対象とした相談事業

|         |                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | ハラスメントの防止事業                                                                                          |
| ■ 事業内容  | 職員が相互の信頼の下にその能力を十分に発揮できる良好な職場環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをはじめとしたあらゆるハラスメントの防止及び排除のための相談事業等を行う。 |
| ■ 実施期日  | 随時                                                                                                   |
| ■ 対象者   | 市職員（会計年度任用職員を含む。）                                                                                    |
| ■ 相談申込  | 各相談員                                                                                                 |
| ■ 実施担当課 | 人事課（TEL 029-232-9120）                                                                                |

（3） 国、県及びNPO法人における女性の人権に関する相談事業

|         |                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 女性相談                                                                                  |
| ■ 事業内容  | 配偶者・交際相手等からのDV，離婚，家庭不和などについての相談                                                       |
| ■ 相談方法  | 電話相談，来所相談（要事前予約）                                                                      |
| ■ 実施期日  | 電話 月～金曜日（年末年始を除く。） 9:00～21:00<br>土・日曜日，祝日 9:00～17:00<br>来所 月～日曜日（年末年始を除く。） 9:00～17:00 |
| ■ 実施機関  | 茨城県女性相談センター（TEL 029-221-4166）<br>（茨城県福祉相談センター内）                                       |

|         |                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 女性専用相談電話                                                |
| ■ 事業内容  | 配偶者・交際相手等からのDV，元交際相手や職場同僚などからのつきまとい（ストーカー），リベンジポルノなどの相談 |
| ■ 相談方法  | 電話相談（専用電話 029-301-8107）                                 |
| ■ 実施期日  | 夜間，休日を問わず24時間受付                                         |
| ■ 実施機関  | 茨城県警察本部生活安全部人身安全少年課（TEL 029-301-0110）                   |

## 第4章 具体的な人権関連事業

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 茨城県警察本部性犯罪被害相談「勇気の電話」                               |
| ■ 事業内容  | 性犯罪被害に遭った方やその家族に対し、カウンセラーによる相談を行う。                  |
| ■ 相談方法  | 電話相談（専用電話 #8103 又は 0120-21-8103）                    |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（年末年始を除く。） 8:30～17:15<br>夜間、土・日曜日、祝日は当直の警察官が対応 |
| ■ 実施機関  | 茨城県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室<br>(TEL 029-301-0110)         |

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | DVヘルプライン                              |
| ■ 事業内容  | 配偶者等からのDVに悩む女性に対し、研修を受けた女性スタッフが相談を行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談，面接相談                             |
| ■ 実施期日  | 毎週水・金曜日（第5週，祝日及び年末年始を除く。）10:00～15:00  |
| ■ 実施機関  | NPO法人ウィメンズネット「らいず」(TEL 029-222-5757)  |

## 2 こどもの人権

### (1) 水戸市におけるこどもの人権に関する啓発事業

#### ア 市民を対象とした研修

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 家庭教育講演会・家庭教育学級                   |
| ■ 事業内容  | 家庭教育に関する講演会や講座を開催し、家庭の教育力の向上を図る。 |
| ■ 実施期日  | 2025 年度中                         |
| ■ 実施場所  | 市民センター等                          |
| ■ 実施担当課 | 生涯学習課 (TEL 029-306-8692)         |

#### イ 教職員等を対象とした研修

|         |                                                                           |
|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 学校課題研修「人権教育研修」                                                            |
| ■ 事業内容  | 相手の気持ちや立場を尊重し、誰に対しても公正・公平に接することも育成するため、人権課題について理解を深め、教員としての資質及び指導力の向上を図る。 |
| ■ 実施期日  | 2025 年 12 月                                                               |
| ■ 実施場所  | 動画視聴によるオンライン研修                                                            |
| ■ 対象者   | 各市立保育所，認定こども園，幼稚園，小・中・義務教育学校教職員等                                          |
| ■ 実施担当課 | 教育研究課 (TEL 029-244-1331)                                                  |

#### ウ その他の啓発事業

|         |                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン                                            |
| ■ 事業内容  | こどもに関する様々な機関からなる水戸市要保護児童及びDV対策地域協議会とともに、啓発活動を実施し、こども虐待防止の意識啓発を図る。 |
| ■ 実施期日  | 2025 年 11 月 1 日（土）～11 月 30 日（日）                                   |
| ■ 実施担当課 | 子育て支援課 (TEL 029-232-9111)                                         |

## 第4章 具体的な人権関連事業

### (2) 水戸市におけるこどもの人権に関する相談事業

|         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 家庭児童相談                                      |
| ■ 事業内容  | 家庭における児童の健全な成長を確保するため、養育や発達、児童虐待等の相談、助言を行う。 |
| ■ 相談方法  | 来所相談、電話相談、訪問相談（必要に応じて）                      |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15               |
| ■ 実施場所  | 子育て支援課                                      |
| ■ 相談機関  | 家庭児童相談室（家庭児童相談員）                            |
| ■ 実施担当課 | 子育て支援課（TEL 029-232-9111）                    |

|         |                                                  |
|---------|--------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 教育相談                                             |
| ■ 事業内容  | 児童生徒の教育上の諸問題について、本人、保護者及び教職員を対象に教育相談を行う。         |
| ■ 相談方法  | 電話相談、面接相談（専用電話 029-244-6730）                     |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日 9:00～20:00 土曜日 9:00～17:00<br>（祝日、年末年始を除く。） |
| ■ 対象者   | 市内の小・中・義務教育学校児童生徒及びその保護者、教職員                     |
| ■ 相談機関  | 教育研究課                                            |
| ■ 実施担当課 | 教育研究課（TEL 029-244-1331）                          |

|         |                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | いじめ・青少年相談                                                        |
| ■ 事業内容  | 青少年に対して適切な助言・指導を行うため、青少年特別相談員による青少年に関する諸問題について、本人及び保護者を対象に相談を行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談、面接相談（専用電話 029-244-1347）                                     |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 9:00～17:00                                    |
| ■ 対象者   | 市内の青少年（小・中・義務教育学校児童生徒）及びその保護者                                    |
| ■ 相談機関  | 教育研究課                                                            |
| ■ 実施担当課 | 教育研究課（TEL 029-244-1331）                                          |

(3) 国、県及びNPO法人におけるこどもの人権に関する相談事業

|         |                                                |
|---------|------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | こどもの人権110番                                     |
| ■ 事業内容  | いじめ、不登校、友人関係、学校関係、家族関係などのこどもの人権に関する相談を行う。      |
| ■ 相談方法  | 電話相談（専用電話 0120-007-110）                        |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15                  |
| ■ 実施機関  | 水戸地方法務局人権擁護課（TEL 029-227-9919）<br>茨城県人権擁護委員連合会 |

|         |                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 児童相談                                                                               |
| ■ 事業内容  | 児童の健全な成長を図るため、児童に関わる相談全般を行う。                                                       |
| ■ 相談方法  | 電話相談，面接相談                                                                          |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15<br>※土・日曜日，祝日，夜間など，児童相談所閉庁時の電話は「いばらき虐待ホットライン」に転送されます。 |
| ■ 実施機関  | 茨城県中央児童相談所（TEL 029-221-4150）                                                       |

|         |                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 少年相談コーナー                                                                                                                |
| ■ 事業内容  | 少年の非行・犯罪の被害などについての相談を行う。                                                                                                |
| ■ 相談方法  | 電話相談，面接相談（専用電話 029-231-0900）<br>メール相談（ <a href="mailto:keishonen@pref.ibaraki.lg.jp">keishonen@pref.ibaraki.lg.jp</a> ） |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（年末年始を除く。） 9:00～17:00<br>夜間，土・日曜日，祝日は当直の警察官が対応（ただし，メール相談は翌日以降の平日に対応）                                               |
| ■ 実施機関  | 茨城県警察本部生活安全部人身安全少年課（TEL 029-301-0110）                                                                                   |

|         |                                                    |
|---------|----------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | オレンジライン                                            |
| ■ 事業内容  | 児童虐待で悩みを抱える保護者や関係機関のスタッフ等に対し，心理系の専門相談員が相談に応じる。     |
| ■ 相談方法  | 電話相談（専用電話 029-309-7670）                            |
| ■ 実施期日  | 月・水・木曜日（祝日，年末年始，8/13～8/15を除く。）<br>10:00～15:00      |
| ■ 実施機関  | 認定NPO法人いばらき子どもの虐待防止ネットワーク あい<br>（TEL 029-309-7690） |

### 3 高齢者の人権

#### (1) 水戸市における高齢者の人権に関する啓発事業

|         |                                                                                     |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 高齢者虐待防止研修会                                                                          |
| ■ 事業内容  | 高齢者に関わる専門職や地域住民を対象に研修会を実施し、高齢者虐待の起こる背景や何が虐待に当たるのかを学び、虐待の発生を防止する。また、実際の虐待への対応の仕方を学ぶ。 |
| ■ 実施期日  | 2025 年度中                                                                            |
| ■ 実施場所  | 未定                                                                                  |
| ■ 対象者   | 市内及び近郊の高齢者に関わる専門職及び地域住民等<br>水戸市地域包括支援センター職員                                         |
| ■ 講師    | 未定                                                                                  |
| ■ 参加申込  | 郵送かFAX等で高齢福祉課へ                                                                      |
| ■ 実施担当課 | 高齢福祉課 (TEL 029-232-9110, FAX 029-232-9112)                                          |

#### (2) 水戸市における高齢者の人権に関する相談事業

|         |                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | いばらき県央地域連携中枢都市圏成年後見制度利用促進事業                                                                                                   |
| ■ 事業内容  | いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、成年後見制度の普及促進のための学習会等の開催、成年後見制度に関する相談受付、受任者調整等の支援、市民後見人の養成及び活動支援、法人後見の受任、親族後見人等向け相談会開催などを行う。            |
| ■ 相談方法  | 電話相談、面接相談（担当者不在の場合があるので、事前に要確認）                                                                                               |
| ■ 実施期日  | 相談：月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）8:30～17:15                                                                                               |
| ■ 実施場所  | 高齢福祉課、障害福祉課、水戸市社会福祉協議会                                                                                                        |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で高齢福祉課、障害福祉課、水戸市社会福祉協議会へ                                                                                                |
| ■ 実施機関  | 高齢福祉課 (TEL 029-232-9174)<br>障害福祉課 (TEL 029-232-9173)<br>水戸市社会福祉協議会 (TEL 029-309-5001)<br>※いばらき県央地域連携中枢都市圏9市町村及び水戸市社会福祉協議会との取組 |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | <b>高齢者権利擁護事業（高齢者虐待、成年後見制度等の相談）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ■ 事業内容  | 高齢者の権利擁護を図るため、高齢者虐待や成年後見制度の利用促進等に関する相談を行い、専門的、継続的な視点から必要な支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ■ 相談方法  | 窓口相談、電話相談、訪問相談                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| ■ 実施場所  | 高齢福祉課、各高齢者支援センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ■ 相談機関  | 高齢福祉課、各高齢者支援センター                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で、高齢福祉課又は各高齢者支援センターへ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ■ 実施担当課 | <p>高齢福祉課（TEL 029-232-9174）</p> <p>中央高齢者支援センター（第一・第二中学区）（TEL 029-306-9582）</p> <p>東部高齢者支援センター（第三・千波中学区）（TEL 029-246-6216）</p> <p>南部第一高齢者支援センター（第四中学区）（TEL 029-246-5690）</p> <p>南部第二高齢者支援センター（緑岡中・見川中・笠原中学区）<br/>（TEL 029-241-4821）</p> <p>北部高齢者支援センター<br/>（飯富中・国田義務教育学区、第五・石川中学区）<br/>（TEL 029-246-6003）</p> <p>西部高齢者支援センター（赤塚中・双葉台中学区）<br/>（TEL 029-246-6333）</p> <p>常澄高齢者支援センター（常澄中学区）（TEL 029-246-6155）</p> <p>内原高齢者支援センター（内原中学区）（TEL 029-257-5466）</p> |

|         |                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | <b>権利擁護サポートセンター事業</b>                                 |
| ■ 事業内容  | 高齢者の権利や財産を守るための相談に応じ、日常生活自立支援事業による援助や、成年後見制度の利用支援を行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談、面接相談（担当者不在の場合があるので、事前に要確認）                       |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15                         |
| ■ 実施場所  | 権利擁護サポートセンター（水戸市社会福祉協議会）                              |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で権利擁護サポートセンター（TEL 029-309-5001）へ                |
| ■ 実施機関  | 水戸市社会福祉協議会（TEL 029-309-5001）                          |

## 4 障害者の人権

### (1) 水戸市における障害者の人権に関する啓発事業

#### ア 市民を対象とした研修（講演会）

- ◎ 啓発事業名      心のバリアフリー啓発講座－「障害者差別解消法」に関する講演会
- 事業内容          障害を理由とする差別をなくし、全ての人が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるため、「障害者差別解消法」について周知と啓発を図る。
- 実施期日          2025 年 10 月
- 実施場所          本庁舎
- 対象者            地域住民，民生委員，施設関係者等（60 人程度）
- 講師              未定
- 参加申込          電話等で障害福祉課へ
- 実施担当課        障害福祉課（Tel 029-350-8084）

#### イ 行政職員を対象とした研修

- ◎ 啓発事業名      障害者差別解消法研修
- 事業内容          障害者差別解消法の 2016 年 4 月の施行に伴い、地方公共団体において、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁除去の実施についての合理的配慮の提供」が義務化された。この法の趣旨を理解し、障害を理由とする差別の解消の推進を図る。
- 実施担当課        人事課（Tel 029-232-9120）

| 期 日      | 場 所 | 対象者    | 講 師           | 内 容                          |
|----------|-----|--------|---------------|------------------------------|
| 2025 年度中 | 本庁舎 | 新規採用職員 | 茨城県障害者差別相談室職員 | 基本研修第 1 部課程「障害者差別解消法の推進について」 |

|         |                                                   |
|---------|---------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 心のバリアフリー啓発講座－「障害者差別解消法」に関する職員研修                   |
| ■ 事業内容  | 障害者差別解消法が定める障害を理由とする不当な取扱いの禁止や障害の特性等に応じた配慮について学ぶ。 |
| ■ 実施期日  | 2025 年度中                                          |
| ■ 実施場所  | 本庁舎                                               |
| ■ 対象者   | 市職員                                               |
| ■ 講師    | 未定                                                |
| ■ 実施担当課 | 障害福祉課（Tel 029-350-8084）                           |

(2) 水戸市における障害者の人権に関する相談事業

- ◎ 相談事業名 障害に関する一般的な相談
- 事業内容 福祉サービスの利用援助，社会資源を活用するための支援，社会生活力を高めるための支援等を下記の事業者に委託して実施する。
- 実施担当課 障害福祉課 (TEL 029-350-8084)

水戸市東部基幹相談支援センター

- 相談方法 電話相談，面接相談
- 実施期日 月～金曜日（祝日，年末年始を除く。） 8:30～17:15
- 相談申込 水戸市東部基幹相談支援センターへ  
(TEL 029-303-8981, FAX 029-303-8982)

水戸市西部基幹相談支援センター

- 相談方法 電話相談，面接相談
- 実施期日 月～金曜日（祝日，年末年始を除く。） 8:30～17:15
- 相談申込 水戸市西部基幹相談支援センターへ  
(TEL 029-309-6630, FAX 029-251-6630)

水戸市精神障害者地域生活支援センター「かさはら」

- 相談方法 電話相談，面接相談（来所の相談は原則予約制）
- 実施期日 月～金曜日 8:30～21:00 土・日曜日 8:30～17:00  
（祝日，年末年始を除く。）
- 相談申込 水戸市精神障害者地域生活支援センター「かさはら」へ  
(TEL 029-305-5851, FAX 029-305-5853)

|         |                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | <b>障害者虐待防止のための相談</b>                                                         |
| ■ 事業内容  | 障害者虐待に係る相談及び通報・届出の受理，障害者及び養護者に対する相談，指導及び助言，障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止に係る対応などを行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談，面接相談                                                                    |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日，年末年始を除く。） 8:30～17:15<br>保護を要する等の緊急の場合は，受付時間にかかわらず電話対応します。           |
| ■ 実施場所  | 障害福祉課                                                                        |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で障害者虐待防止センター（TEL 029-224-1120）へ                                        |
| ■ 実施担当課 | 障害福祉課（TEL 029-350-8084）                                                      |

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | <b>障害者差別に関する相談</b>                              |
| ■ 事業内容  | 障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し，助言や情報提供のほか，関係者間の調整などを行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談，面接相談                                       |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日，年末年始を除く。） 8:30～17:15                   |
| ■ 実施場所  | 障害福祉課                                           |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で障害福祉課へ                                   |
| ■ 実施担当課 | 障害福祉課（TEL 029-350-8084）                         |

|         |                                                                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | <b>いばらき県央地域連携中枢都市圏成年後見制度利用促進事業</b>                                                                                 |
| ■ 事業内容  | いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づき，成年後見制度の普及促進のための学習会等の開催，成年後見制度に関する相談受付，受任者調整等の支援，市民後見人の養成及び活動支援，法人後見の受任，親族後見人等向け相談会開催などを行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談，面接相談（担当者不在の場合があるので，事前に要確認）                                                                                    |
| ■ 実施期日  | 相談：月～金曜日（祝日，年末年始を除く。） 8:30～17:15                                                                                   |
| ■ 実施場所  | 障害福祉課，高齢福祉課，水戸市社会福祉協議会                                                                                             |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で障害福祉課，高齢福祉課，水戸市社会福祉協議会へ                                                                                     |
| ■ 実施機関  | 障害福祉課（TEL 029-232-9173）<br>高齢福祉課（TEL 029-232-9174）<br>水戸市社会福祉協議会（TEL 029-309-5001）                                 |
|         | ※いばらき県央地域連携中枢都市圏9市町村，水戸市社会福祉協議会との取組                                                                                |

## 第4章 具体的な人権関連事業

|         |                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | <b>権利擁護サポートセンター事業</b>                                                        |
| ■ 事業内容  | 知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な障害者の権利や財産を守るための相談に応じ、日常生活自立支援事業による援助や、成年後見制度の利用支援を行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談、面接相談（担当者不在の場合があるので、事前に要確認）                                              |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15                                                |
| ■ 実施場所  | 権利擁護サポートセンター（水戸市社会福祉協議会）                                                     |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で権利擁護サポートセンター（TEL 029-309-5001）へ                                       |
| ■ 実施機関  | 水戸市社会福祉協議会（TEL 029-309-5001）                                                 |

### （3） 国及び県における障害者の人権に関する相談事業

|         |                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | <b>障害者就業・生活支援センター事業</b><br><b>（雇用安定等事業・生活支援等事業）</b>                                                        |
| ■ 事業内容  | 障害者の就業・生活相談を行い、地域における職業生活の自立と社会参加の促進を図る。                                                                   |
| ■ 相談方法  | 電話相談、面接相談（担当者不在の場合があるので、事前に要確認）                                                                            |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:00                                                                              |
| ■ 実施場所  | 水戸地区障害者就業・生活支援センター（水戸市社会福祉協議会）                                                                             |
| ■ 相談申込  | 水戸地区障害者就業・生活支援センター（TEL 029-309-6630）へ                                                                      |
| ■ 実施機関  | <b>（雇用安定等事業）</b><br>茨城労働局職業安定部職業対策課（TEL 029-224-6219）<br><b>（生活支援等事業）</b><br>茨城県福祉部障害福祉課（TEL 029-301-3357） |

## 5 部落差別(同和問題)

### (1) 水戸市における人権・同和問題に関する啓発事業

- ◎ 啓発事業名 **人権・同和問題研修**
- 事業内容 人権・同和問題について正しい理解と認識を深め、人権・同和問題の解決に寄与する職員の育成を図る。
- 実施担当課 人事課 (Tel 029-232-9120)、生涯学習課 (Tel 029-306-8692)

| 期 日         | 場 所 | 対象者              | 講 師                     | 内 容                        |
|-------------|-----|------------------|-------------------------|----------------------------|
| 2025 年 5 月  | 本庁舎 | 新任係長             | 市職員<br>(福祉総務課<br>同和対策室) | 基本研修第6部課程<br>「人権・同和問題」     |
| 2025 年 10 月 | 本庁舎 | 新規採用職員           | 市職員<br>(福祉総務課<br>同和対策室) | 基本研修第1部課程(後期)<br>「人権・同和問題」 |
| 2025 年度中    | 本庁舎 | 市民セン<br>タ一<br>所長 | 市職員<br>(生涯学習課)          | 「人権・同和問題」                  |

### (2) 水戸市における部落差別(同和問題)に関する相談事業

- ◎ 相談事業名 **生活相談事業**
- 事業内容 住民の生活実情、要望等を把握するとともに、相談、指導等及び市との連絡調整を行う。
- 相談方法 電話相談、面接相談
- 実施期日 随時
- 相談機関 水戸市地域改善対策生活相談員
- 実施担当課 福祉総務課同和対策室 (Tel 029-232-9270)

### (3) えせ同和行為の排除に向けた相談事業

えせ同和行為とは「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖をつけて、高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。えせ同和行為の横行は、同和問題に関する誤った差別意識を市民に植え付け、国、県、市町村及び民間運動団体等が永年にわたって努力してきた同和問題解決のための啓発活動及び教育の効果を覆すものですので、関係機関等と連携を図り、その排除に向けた取組を推進していきます。

えせ同和行為については、下記の機関が相談を受け付けています。

#### 【えせ同和行為の相談】

水戸地方法務局人権擁護課 (TEL 029-227-9919)

※ 水戸地方法務局では、茨城県、茨城県警察本部、弁護士会等で構成する「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、えせ同和行為を排除するための取組も行っています。

茨城県警察本部 (TEL 029-301-0110)

茨城県水戸警察署 (TEL 029-233-0110)

茨城県弁護士会 (TEL 029-221-3501)

公益財団法人茨城県暴力追放推進センター (TEL 029-228-0893)

水戸市福祉部福祉総務課同和対策室 (TEL 029-232-9270)

#### 【商品購入・多重債務等に関わるトラブルの相談】

水戸市消費生活センター (TEL 029-226-4194)

茨城県消費生活センター (TEL 029-225-6445)

国民生活センター消費者ホットライン (TEL 188 (いやや!))

## 6 外国人の人権

### (1) 水戸市における外国人の人権に関する相談事業

|         |                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 外国人に対する支援事業（外国人生活相談）                                                |
| ■ 事業内容  | 国籍等を問わず、生活様式や習慣などの違いから生じる悩みなどの相談に対し、アドバイスや情報を提供する。<br>(英語、中国語での対応可) |
| ■ 相談方法  | 電話相談                                                                |
| ■ 実施期日  | 火～日曜日 9:00～21:00（センター休館日を除く。）<br>※中国語、17:15以降及び土・日曜日の相談は要電話予約       |
| ■ 実施場所  | 水戸市国際交流センター                                                         |
| ■ 対象者   | 外国人又は外国人に関わる日本人                                                     |
| ■ 相談申込  | 公益財団法人水戸市国際交流協会へ                                                    |
| ■ 実施機関  | 公益財団法人水戸市国際交流協会（TEL 029-221-1800）                                   |

### (2) 県における外国人の人権に関する相談事業

|         |                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 公益財団法人茨城県国際交流協会 外国人相談センター                                                                                                                                                                                       |
| ■ 事業内容  | 日本語・英語・中国語・ポルトガル語・タイ語・タガログ語・スペイン語・韓国語・インドネシア語・ベトナム語・シンハラ語他、多言語で外国人の生活全般について、相談を受け付ける。                                                                                                                           |
| ■ 相談方法  | 電話相談、オンライン相談、面接相談など<br>月2回無料の弁護士相談を実施（要予約）                                                                                                                                                                      |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日 8:30～17:00（センター休館日を除く。）<br>※日本語・英語以外は曜日、時間帯の限定あり。<br>詳細については以下 HP 参照<br><a href="https://www.ia-ibaraki.or.jp/consultation/support-center/">https://www.ia-ibaraki.or.jp/consultation/support-center/</a> |
| ■ 相談申込  | 公益財団法人茨城県国際交流協会 外国人相談センターへ                                                                                                                                                                                      |
| ■ 実施機関  | 公益財団法人茨城県国際交流協会 外国人相談センター<br>(TEL 029-244-3811)                                                                                                                                                                 |

## 7 感染症に関連する人権

### (1) 国及び県における感染症の患者等の人権に関する相談事業

|         |                                                                                                                                |                                                                                     |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | H I V感染症などの感染症患者等の人権に関する相談                                                                                                     |  |
| ■ 相談方法  | 電話相談，面接相談（人権相談室 0570-003-110）<br>インターネットによる人権相談<br>（専用 URL <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a> ） |                                                                                     |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日，年末年始を除く。） 8:30～17:15                                                                                                  |                                                                                     |
| ■ 実施場所  | 水戸地方法務局                                                                                                                        |                                                                                     |
| ■ 相談申込  | 直接，電話又はインターネット受付窓口により人権相談室へ                                                                                                    |                                                                                     |
| ■ 実施機関  | 水戸地方法務局人権擁護課（Tel 029-227-9919）<br>茨城県人権擁護委員連合会                                                                                 |                                                                                     |

### (2) 国及び県におけるハンセン病患者の人権に関する相談事業

|         |                                                                                                                                |                                                                                       |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | ハンセン病患者の人権に関する相談                                                                                                               |  |
| ■ 相談方法  | 電話相談，面接相談（人権相談室 0570-003-110）<br>インターネットによる人権相談<br>（専用 URL <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a> ） |                                                                                       |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日，年末年始を除く。） 8:30～17:15                                                                                                  |                                                                                       |
| ■ 実施場所  | 水戸地方法務局                                                                                                                        |                                                                                       |
| ■ 相談申込  | 直接，電話又はインターネット受付窓口により人権相談室へ                                                                                                    |                                                                                       |
| ■ 実施機関  | 水戸地方法務局人権擁護課（Tel 029-227-9919）<br>茨城県人権擁護委員連合会                                                                                 |                                                                                       |

## 8 犯罪被害者等の人権

### (1) 水戸市における犯罪被害者等の人権に関する啓発事業

|         |                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 犯罪被害者週間                                                                                   |
| ■ 事業内容  | 市ホームページ等での広報や県が主催する街頭キャンペーンへの参加等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の支援及び平穏な生活への配慮の重要性等について理解を深める。 |
| ■ 実施期日  | 2025年11月25日（火）～12月1日（月）                                                                   |
| ■ 実施担当課 | 生活安全課（TEL 029-224-1113）                                                                   |

### (2) 水戸市における犯罪被害者等の人権に関する相談事業

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 犯罪被害者相談                                      |
| ■ 事業内容  | 犯罪被害者等の相談に対し、必要な支援策の情報提供及び各種相談窓口の案内を行う。      |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）<br>8:30～12:00 13:00～17:15 |
| ■ 相談申込  | 直接又は電話で生活安全課へ                                |
| ■ 実施担当課 | 生活安全課（TEL 029-224-1113）                      |

### (3) 国及び県における犯罪被害者等の人権に関する相談事業

|         |                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 更生保護における犯罪被害者支援                                             |
| ■ 事業内容  | 犯罪の被害に遭った方に対し、専任の担当者が相談を行う。<br>被害者のための制度や手続等に関する情報の提供なども行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談、面接相談                                                   |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 10:00～16:00                              |
| ■ 実施場所  | 法務省水戸保護観察所（水戸法務総合庁舎2階）                                      |
| ■ 相談申込  | 電話で法務省水戸保護観察所へ                                              |
| ■ 実施機関  | 法務省水戸保護観察所（被害者担当窓口）（TEL 029-227-7072）                       |

|         |                                         |
|---------|-----------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 公益社団法人いばらき被害者支援センターによる相談事業              |
| ■ 事業内容  | 犯罪等の被害に遭った方に対し、電話相談や面接相談、支援員の派遣等の支援を行う。 |
| ■ 相談方法  | 電話相談（専用電話 029-232-2736）、面接相談            |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 10:00～16:00          |
| ■ 実施場所  | 公益社団法人いばらき被害者支援センター                     |
| ■ 相談申込  | 面接相談は電話で公益社団法人いばらき被害者支援センターへ            |
| ■ 実施機関  | 公益社団法人いばらき被害者支援センター（TEL 029-232-2738）   |

|         |                                                  |
|---------|--------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 犯罪被害者相談                                          |
| ■ 事業内容  | 犯罪被害者等の相談に対し、必要な支援策の情報提供及び各種相談窓口の紹介・斡旋を行う。       |
| ■ 相談方法  | 電話相談（専用電話 029-301-7830）                          |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）<br>9:00～12:00 13:00～16:00     |
| ■ 実施場所  | 茨城県県民生活環境部生活文化課<br>安全なまちづくり推進室（県庁12階）            |
| ■ 実施機関  | 茨城県県民生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室<br>（TEL 029-301-2842） |

## 9 罪や非行を犯した人の人権

### (1) 水戸市における罪や非行を犯した人の人権に関する相談事業

|         |                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 第75回“社会を明るくする運動”キャンペーン                                                                               |
| ■ 事業内容  | 犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的として、関係機関・団体の参加を得て、啓発活動等を行う。 |
| ■ 実施期日  | 2025年度中                                                                                              |
| ■ 実施場所  | 未定                                                                                                   |
| ■ 実施機関  | 第75回“社会を明るくする運動”水戸市推進委員会                                                                             |
| ■ 構成団体  | 水戸市、水戸市教育委員会、水戸地区保護司会、水戸警察署、水戸更生保護女性会、水戸保護観察所等28機関・団体                                                |
| ■ 実施担当課 | 生涯学習課（Tel 029-306-8692）                                                                              |

### (2) 国及び県における罪や非行を犯した人の人権に関する相談事業

|         |                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 人権に関する相談                                                                                                                      |
| ■ 相談方法  | 電話相談、面接相談（人権相談室 0570-003-110）<br>インターネットによる人権相談<br>（専用URL <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a> ） |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 8:30～17:15                                                                                                 |
| ■ 実施場所  | 水戸地方法務局                                                                                                                       |
| ■ 相談申込  | 直接、電話又はインターネット受付窓口により人権相談室へ                                                                                                   |
| ■ 実施機関  | 水戸地方法務局人権擁護課（Tel 029-227-9919）<br>茨城県人権擁護委員連合会                                                                                |



## 10 インターネットによる人権侵害

### (1) 国及び県におけるインターネットによる人権侵害に関する相談事業

|         |                                                                                                                                |                                                                                     |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | インターネットによる人権侵害に関する相談                                                                                                           |  |
| ■ 相談方法  | 電話相談，面接相談（人権相談室 0570-003-110）<br>インターネットによる人権相談<br>（専用 URL <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a> ） |                                                                                     |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日（祝日，年末年始を除く。） 8:30～17:15                                                                                                  |                                                                                     |
| ■ 実施場所  | 水戸地方法務局                                                                                                                        |                                                                                     |
| ■ 相談申込  | 直接，電話又はインターネット受付窓口により人権相談室へ                                                                                                    |                                                                                     |
| ■ 実施機関  | 水戸地方法務局人権擁護課（Tel 029-227-9919）<br>茨城県人権擁護委員連合会                                                                                 |                                                                                     |

## 11 性的マイノリティの人権

### (1) 水戸市における性的マイノリティに関する啓発事業

#### ア 行政職員を対象とした研修

|         |                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 性的マイノリティ研修（職員向け）                                               |
| ■ 事業内容  | 性的マイノリティ（性的少数者）について、人権尊重の視点から正しい知識と理解を持ち、市職員として幅広い視野を持てるようにする。 |
| ■ 実施期日  | 2026 年 1 月                                                     |
| ■ 実施場所  | 本庁舎                                                            |
| ■ 対象者   | 市職員（20 人程度）                                                    |
| ■ 講師    | 学識経験者                                                          |
| ■ 実施担当課 | 人事課（Tel 029-232-9120）                                          |

#### イ 市民を対象とした研修

|         |                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 性的マイノリティ研修（市民向け）                                                           |
| ■ 事業内容  | 性的マイノリティに対して、正しい知識と理解を深め、当事者の方が差別や偏見を受けることなく生活できる環境づくりを目的として、市民向けに研修を実施する。 |
| ■ 実施期日  | 2025 年 9 月頃                                                                |
| ■ 実施場所  | 本庁舎                                                                        |
| ■ 対象者   | 市民（40 人程度）                                                                 |
| ■ 講師    | 未定                                                                         |
| ■ 実施担当課 | 男女平等参画課（Tel 029-226-3161）                                                  |

(2) 水戸市における性的マイノリティに関する相談事業

|         |                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 性的マイノリティに関する電話・メール相談                                                                                                                                     |
| ■ 事業内容  | 性的マイノリティであることを理由に差別や偏見に苦しむ当事者はもとより、その家族や友人等の身近な方が抱えている悩みに寄り添い解決に導けるよう実施する。                                                                               |
| ■ 相談方法  | 電話相談（専用電話 029-233-7830）<br>メール相談（いばらき電子申請 URL<br><a href="https://apply.e-tumo.jp/city-mito-ibarak-u/">https://apply.e-tumo.jp/city-mito-ibarak-u/</a> ) |
| ■ 実施期日  | 電話 毎月第2・4水曜日 18:00～20:00<br>メール 随時                                                                                                                       |
| ■ 相談機関  | 専門相談員                                                                                                                                                    |
| ■ 実施担当課 | 男女平等参画課（Tel 029-226-3161）                                                                                                                                |



(3) 国、県及びNPO法人における性的マイノリティに関する相談事業

|         |                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 茨城県性的マイノリティに関する相談室                                                                                                                                                                                                         |
| ■ 事業内容  | 県内の性的マイノリティの当事者の方や家族、学校及び企業等で当事者に接する方などが抱えている不安や悩みなどの解消等を図る。                                                                                                                                                               |
| ■ 相談方法  | 電話相談（専用電話 029-301-3216）<br>メール相談（茨城県性的マイノリティに関する相談室入力フォーム<br><a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/otoiawase.html">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/jinken/otoiawase.html</a> ) |
| ■ 実施期日  | 電話 毎週木曜日（祝日、年末年始を除く。） 18:00～20:00<br>メール 随時                                                                                                                                                                                |
| ■ 実施機関  | 茨城県ダイバーシティ推進センター（Tel 029-233-3982）                                                                                                                                                                                         |



|         |                                                  |
|---------|--------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | LGBTQ+当事者によるメール相談                                |
| ■ 事業内容  | LGBTQ+の当事者とその家族からのメール相談を受付。匿名や希望に応じて電話や対面での相談も可。 |
| ■ 相談方法  | メール相談（rainbow.iba2017@gmail.com）<br>面接相談（面接は要予約） |
| ■ 実施期日  | 10:00～22:00（原則365日対応）<br>※メールは、24時間受付しています。      |
| ■ 対象者   | 性的指向、性自認に関する悩みや不安を持つ方（家族や周囲の方も可）                 |
| ■ 相談費用  | 無料                                               |
| ■ 実施機関  | NPO法人 RAINBOW茨城                                  |

## 12 その他の人権問題

### (1) 水戸市における人権問題全般に関する啓発事業

#### ア 市民を対象とした研修会（講演会）

|         |                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 人権啓発講演会                                                              |
| ■ 事業内容  | 全ての人々の人権が、真に尊重される社会を目指し、広く人々の人権問題に関する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図る（8回開催予定）。 |
| ■ 実施期日  | 2025年度中（8回予定）                                                        |
| ■ 実施場所  | 市民センター                                                               |
| ■ 対象者   | 地域住民等                                                                |
| ■ 実施担当課 | 生涯学習課（TEL 029-306-8692）                                              |

#### イ その他の啓発事業

|         |                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 人権啓発事業（視聴覚教材貸出し事業）                                                     |
| ■ 事業内容  | 市民センターで開催する各種学級、講座等において、人権問題に関する啓発用DVDを活用することにより、人権問題に対する正しい理解と認識を深める。 |
| ■ 実施場所  | 市民センター等                                                                |
| ■ 実施担当課 | 生涯学習課（TEL 029-306-8692）                                                |

|         |                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 啓発事業名 | 人権啓発事業（懸垂幕掲示事業）                                                              |
| ■ 事業内容  | 人権週間（12月4日～12月10日）に合わせ、啓発標語入り懸垂幕を掲示し、広く市民に対し人権に対する理解を深めるとともに、積極的な啓発活動の推進を図る。 |
| ■ 設置期間  | 2025年11月27日（木）～12月11日（木）（予定）                                                 |
| ■ 設置場所  | 水戸市役所本庁舎駐車場内                                                                 |
| ■ 実施担当課 | 生涯学習課（TEL 029-306-8692）                                                      |

## 第4章 具体的な人権関連事業

### (2) 水戸市における人権問題全般に関する相談事業

|         |                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 特設無料人権相談所の開設                                                                               |
| ■ 事業内容  | いじめや家庭内の問題、金銭貸借、近隣とのもめごとなど、暮らしの中で起こる様々な人権問題に対し、弁護士や学識経験者などで構成する人権擁護委員が相談に応じる。              |
| ■ 相談方法  | 面接相談                                                                                       |
| ■ 実施期日  | 2025年5月16日(金)、6月13日(金)、7月11日(金)、<br>9月12日(金)、11月14日(金)、12月12日(金)<br>2026年1月16日(金)、3月13日(金) |
| ■ 実施時間  | 10:00～15:00(受付は14:30まで)                                                                    |
| ■ 実施場所  | 本庁舎                                                                                        |
| ■ 相談経費  | 無料                                                                                         |
| ■ 相談申込  | 実施当日に実施場所で直接申込                                                                             |
| ■ 実施機関  | 水戸市人権擁護委員連絡協議会                                                                             |
| ■ 実施担当課 | 福祉総務課(Tel 029-232-9169)                                                                    |

### (2) 国及び県における人権問題全般に関する相談事業

|         |                                                                                                                               |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◎ 相談事業名 | 人権に関する相談                                                                                                                      |
| ■ 相談方法  | 電話相談、面接相談(人権相談室 0570-003-110)<br>インターネットによる人権相談<br>(専用URL <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a> ) |
| ■ 実施期日  | 月～金曜日(祝日、年末年始を除く。) 8:30～17:15                                                                                                 |
| ■ 実施場所  | 水戸地方法務局                                                                                                                       |
| ■ 相談申込  | 直接、電話又はインターネット受付窓口により人権相談室へ                                                                                                   |
| ■ 実施機関  | 水戸地方法務局人権擁護課(Tel 029-227-9919)<br>茨城県人権擁護委員連合会                                                                                |



## 第5章 推進体制

本計画に基づく各種施策の実施に当たっては、水戸市人権施策推進会議のもと、関係各課相互の緊密な連絡調整を図りながら、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

### 水戸市人権施策推進会議

人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内組織として関係課長を委員とした水戸市人権施策推進会議を設置しました。

関係各課が人権関連の情報を共有し、啓発手法の比較検討をするなどして、市民への効果的な教育・啓発活動に取り組むとともに、相談事業及び研修会等の充実を図るなどして市民の人権意識の醸成に努めます。

## 付 属 資 料

- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抜粋）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 水戸市人権施策推進会議要項
- 用語解説

## 世 界 人 権 宣 言

1948 年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会：採択

### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自

治地域であると、又は地域のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴迫の場合には、援用することはできない。

### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的か

つ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有効な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

**第 27 条**

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

**第 28 条**

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

**第 29 条**

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

**第 30 条**

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

## 第 3 章 国民の権利及び義務

**第 11 条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**第 12 条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第 13 条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第 14 条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第 19 条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第 20 条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第 21 条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**第 22 条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第 23 条** 学問の自由は、これを保障する。

**第 24 条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第 25 条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第 26 条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**第 27 条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

## 第 10 章 最 高 法 規

**第 97 条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

### (目 的)

**第 1 条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定 義)

**第 2 条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### (基本理念)

**第 3 条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

**第 4 条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

**第 5 条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

**第 6 条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

**第 7 条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### (年次報告)

**第 8 条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

**第9条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

**第2条** この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 水戸市人権施策推進会議要項

平成20年12月15日

### (設置)

**第1条** 人権に関する施策の総合的な推進を図るため、水戸市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所掌事項)

**第2条** 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権に関する施策の調査研究に関すること。
- (2) 人権に関する施策の連絡調整に関すること。
- (3) 人権施策年間実施計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

**第3条** 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には、所管副市長をもって充てる。
- 3 副会長には、福祉部長をもって充てる。
- 4 委員には、別表の職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

**第4条** 会長は、必要に応じて推進会議を招集し、推進会議の事務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (連絡会議)

**第5条** 推進会議に、人権に関する施策により専門的な事項に係る調査研究を行うため連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には、福祉総務課長をもって充てる。
- 4 部会員には、第3条第4項に規定する委員が指定する職員（課長補佐又は係長の職にある者に限る。）をもって充てる。
- 5 連絡会議の運営については、第4条第1項の規定を準用する。
- 6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する者がその職務を代理する。

### (関係者の出席)

**第6条** 推進会議及び連絡会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

**第7条** 推進会議及び連絡会議の庶務は、福祉部福祉総務課において行う。

(補則)

**第8条** この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要項は、平成 20 年 12 月 15 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 21 年 8 月 11 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条第4項関係）

|               |
|---------------|
| 政策企画課長        |
| 交通政策課長        |
| デジタルイノベーション課長 |
| みとの魅力発信課長     |
| 人事課長          |
| 市民課長          |
| 市民生活課長        |
| 生活安全課長        |
| 文化交流課長        |
| 男女平等参画課長      |
| 生活福祉課長        |
| 障害福祉課長        |
| 高齢福祉課長        |
| 介護保険課長        |
| 子育て支援課長       |
| 幼児保育課長        |
| 健康づくり課長       |
| 感染症対策課長       |
| 商工課長          |
| 建設計画課長        |
| 都市計画課長        |
| 建築指導課長        |
| 住宅政策課長        |
| 学校管理課長        |
| 学校施設課長        |
| 生涯学習課長        |
| 教育研究課長        |

## ◆◆◆ 用 語 解 説 ◆◆◆

### ア 行

#### ■ いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン

水戸市と連携する8市町村（笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村）が、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するため、「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に係る施策に取り組む計画。計画の期間は2022年度から2026年度までの5か年。

#### ■ HIV (Human Immunodeficiency Virus)

ヒト免疫不全ウイルスのこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のうちまわしなどの血液感染によって感染する。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして、免疫力が低下すると様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

#### ■ NPO (Non Profit Organization)

組織として活動し、公益的なサービスを提供する民間の非営利組織。

### カ 行

#### ■ グローバル

世界的な規模である様。

#### ■ 高度情報化社会

情報が物質やエネルギーに匹敵する価値を持つ資源となり、その価値を中心に社会・経済が発展していく社会。

#### ■ 合理的配慮

障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障害のある人の求め又はその家族等の求め(障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。)に応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

### サ 行

#### ■ サーバー

コンピューターネットワーク上で他のコンピューターにファイルやデータを提供するコンピューター、またはそのプログラムをいう。

#### ■ 児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18歳未満を「児童（こど

も)」と定義し、国際人権規約（第 21 回国連総会で採択・1976 年発効）が定める基本的人権を、こどもの生存，発達，保護，参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定したもの。

#### ■ 「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

「人権教育のための国連 10 年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであり、国内において人権の概念及び価値が広く理解され、あらゆる場を通じて訓練・研修，広報，情報提供努力を積極的に行うことを目標とするもの。

#### ■ 性的マイノリティ

性自認や性的指向など、性及び性別には多様な性の態様があり、L G B T（Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender）の方など、一般的に典型的と言われている態様でない人達の総称を「性的マイノリティ」と表現する。

#### ■ 成年後見制度

認知症の高齢者，知的障害者，精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から，自己決定の尊重，残存能力の活用，ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人保護の理念との調和を旨として，柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度とするため，1999 年に民法の改正が行われた。この改正では，従来の禁治産・準禁治産制度を後見・保佐の制度に改め，新たに軽度の精神上の障害がある者を対象とする補助の制度が創設された。

#### ■ セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ，市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ，若しくは不愉快にさせる性的な言動，または性別の違いによる社会的な慣行によって，強要され不利益を被ること。

### タ 行

#### ■ 男女平等参画

男女が社会の平等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，男女が対等に社会的，政治的，経済的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うことができることをいう。

#### ■ 地域生活支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき，障害者等がその能力や適性に応じ，地域においてできるだけ自立した日常生活や社会生活を送ることができるようにするため，主に身近な市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ，柔軟な事業形態により実施する事業で，相談支援事業，意思疎通支援事業，日常生活用具給付等事業，移動支援事業等の必須事業と市町村の実情に応じ実施する訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業等の任意事業がある。

#### ■ 通級指導教室

小・中・義務教育学校の普通教室に在籍する比較的軽度の言語障害，情緒障害，弱視，難聴

等の児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分を通常の教室で行いつつ、障害の程度に応じた特別の指導を特別の教育課程を編成して行う場のこと。特別支援教育の一形態。

■ 特別支援学校

視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者，病弱者（身体虚弱者を含む）に対して，幼稚園，小学校，中学校，高等学校に準ずる教育を施すとともに，障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。これまで学校教育法では「盲・聾・養護学校」の名称が用いられていたが，2006年の法改正により正式に「特別支援学校」の名称が定められ，2007年以降名称変更が行われている。

■ 特別支援学級

知的障害者，肢体不自由者，身体虚弱者，弱視者，難聴者，その他障害のある者に対して，小学校，中学校，高等学校及び中等教育学校に設置してある学級。一人一人の障害の種類や程度，発達段階に応じて，特別の教育課程を編成して指導する学級のこと。

■ DV（Domestic Violence，ドメスティック・バイオレンス）

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある，又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

## ナ 行

■ ノーマライゼーション

障害者や高齢者が特別な存在として見られることなく，社会の中で他の人々と同じように生活し，活動することが社会の本来の姿であるという考え方。

## ハ 行

■ ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント，パワー・ハラスメントのほか，年齢，性別等の個人的属性等に関し，精神的・身体的損害を与え，又は個人の人権を侵害する言動。

■ バリアフリー

障害のある人などが社会生活をしていく上での障壁を取り除くこと。

■ 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族のこと。（犯罪被害者等基本法第2条第2項）

■ 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のこと。（犯罪被害者等基本法第2条第1項）

■ ハンセン病

1873年，ノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師によりらい菌による細菌性感染症の一部であることが発見された。らい菌は，皮膚や末梢神経を侵す感染症で，皮膚に結節や斑紋などを生じさせ，また，末梢神経が侵されることから知的障害や発汗障害を認めることがあったり，

筋肉の萎縮をきたし、外形的にあきらかな変形をさせるなどの障害を残す場合がある。

しかし、らい菌によって発病することはまれで、現代では外来治療において、化学療法を中心とした治療を行い確実に治癒する病気となっている。

## ■ プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する業者。インターネットへの接続をするために必要なサーバー回線のほか、メールアドレス、ホームページのディスクスペースなどを提供する。

## ■ ボーダレス

境界がない、国境がないなどの意。

# マ 行

## ■ 水戸市障害者計画

国・県の動向や社会情勢の変化，市民意向を踏まえながら，ノーマライゼーションの理念のもと，障害者が安心して生活できる環境づくりに向けた指針として策定。

## ■ 水戸市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

障害のある方々が地域の一員としてともに生きる社会づくりを目指して，障害福祉サービス等の計画的な提供体制の確保を目的として策定。計画の期間は2024年度から2026年度までの3か年。

## ■ 水戸市第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

全ての高齢者が地域社会において，自分らしく生き生きと健やかに安心して日常生活を送ることができるよう，一人一人の高齢者の生活環境や地域の実情に応じたきめ細かな高齢者福祉施策を展開するとともに，介護保険事業の安定的な運営を図ることを目的として策定。第9期計画の期間は2024年度から2026年度までの3か年。

## ■ 水戸市男女平等参画基本条例

基本理念や目指すべき姿を定め，市，市民，事業者が一体となって，平等，創造，平和を基調とした心豊かな男女平等参画社会を実現することを目的とするもの。

## ■ 水戸市男女平等参画推進基本計画（第4次）

性別にかかわらず，自らの意志で社会のあらゆる分野に参画し，個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現を目指し，豊かで活力ある地域社会を築き上げていくため，働く女性のための水戸市女性活躍推進計画（第3次）を包含して策定。計画の期間は2024年度から2028年度までの5か年。

## ■ 水戸市地域福祉計画（第4次）

地域のあらゆる課題を「我が事・丸ごと」として解決できる地域共生社会の実現を目指し，福祉分野における個別計画の横断的な計画として策定。計画の期間は2024年度から2028年度までの5か年。

## ■ 水戸市DV対策基本計画（第2次）

重大な人権侵害であるDVの根絶を目指し，DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画として策定。計画の期間は2021年度から2025年度までの5か年。

## ヤ 行

### ■ ユニバーサルデザイン

年齢や性別，障害の有無にかかわらず，全ての人が使いやすいことを目指したデザイン。

---

---

2025 年度  
水戸市人権施策年間実施計画

2025 年 7 月 31 日発行

編集・発行

水戸市福祉部福祉総務課

同 和 対 策 室

水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号

電話 029 (232) 9270

---

---

※ 表紙のキャラクターは、2002 年度に一般公募により採用された、  
茨城県の人権啓発キャラクター「ココロちゃん」です。